

東京大学研究インテグリティ・セキュリティ推進室内規

令和8年4月1日

プロボスト裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第17条第3項の規定に基づく室として設置される東京大学研究インテグリティ・セキュリティ推進室（以下「室」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 室は、国際的に信頼性のある研究環境の構築のため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保に関する業務
- (2) 利益相反管理に係る業務（他の各号に掲げる室の業務に関連するものに限る。）
- (3) 民間企業等からの資金による教育及び研究におけるリスク調査に関する業務
- (4) 安全保障輸出管理に関する業務
- (5) その他研究インテグリティ及び研究セキュリティの推進のために必要な業務

(組織)

第3条 室に、室長、副室長及び室員を置く。

2 室に、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 研究インテグリティ・セキュリティ総括部門
- (2) 安全保障輸出管理部門

3 前項各号に掲げる部門に、部門長を置く。

(室長)

第4条 室長は、本学の理事、副学長又は執行役のうちからプロボストが指名する者をもって充てる。

2 室長は、室の業務を統括する。

(副室長)

第5条 副室長は、本学の教職員のうちから室長が指名する者をもって充てる。

2 副室長は、室長を補佐し、室長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 副室長は、部門長を兼ねることができる。

(部門長)

第6条 部門長は、本学の教職員のうちから室長が指名する者をもって充てる。

(室員)

第7条 室員は、室長が指名する者をもって充てる。

(顧問)

第8条 室に、室の運営及び業務の遂行に関して指導及び助言を行う者として、顧問を置くことができる。

2 顧問は、本学教職員以外の者であって室の業務に関し高度に専門的な知見を有するもののうちから、室長が委嘱する。

(アドバイザー)

第9条 室に、室の業務の遂行に関し助言を行う者として、アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは室の業務に関し専門的な知見を有する者のうちから、室長が委嘱する。

(事務)

第10条 室の事務は、関係部署の協力を得て、本部研究インテグリティ・セキュリティ推進課において処理する。

(補則)

第11条 この内規に定めるもののほか、室の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この裁定は、令和8年4月1日から実施する。